

## 長柄町地域応援券 取扱事業者募集要領

### 第1 長柄町地域応援券事業の概要

- (1) 名称 長柄町地域応援券
- (2) 事業主体 長柄町
- (3) 配布対象者  
令和6年9月30日において町の住民基本台帳に記録されている者。
- (4) 地域応援券の金額  
500円券×6枚=3,000円
- (5) 利用可能期間 令和6年11月15日（金）～令和7年2月28日（金）

### 第2 取扱事業者の定義

取扱事業者とは、本事業において地域応援券が使用できる店舗のことをいう。町内に存する事業者で期間内に町に申請書を提出し認められたもの

### 第3 取扱事業者の要件

町内事業者（店舗）のうち、次の(1)～(4)に該当しないもの

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わりがある、または業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
- (3) 取引の対象物がない店舗
- (4) 役員等が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）または、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

### 第4 地域応援券の取扱いにおける厳守事項

- (1) 地域応援券は購入対象者への物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可
- (2) 地域応援券を消費せずに現金化することや、使用された商品券を再び使用することはできない。
- (3) 額面に満たない使用についても釣銭は出せない。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らない。

### 第5 地域応援券の利用対象にならないもの

- (1) 商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、その他商品券の類等）、旅行券、乗車券、切手、

- 印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- (2) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
  - (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
  - (4) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
  - (5) 現金やプリペイドカードとの換金、金融機関への預け入れ
  - (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い
  - (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
  - (8) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
  - (9) その他、利用対象商品としてふさわしくないもの

## **第 6 取扱事業者の責務等**

- (1) 地域応援券取扱店であることが利用者に明確となるようポスター等を掲示すること。
- (2) 利用者が持ち込んだ地域応援券を受け取る際、問題がないか十分確認し、偽造された地域応援券と判別できる際は、地域応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を長柄町産業振興課まで報告すること。
- (3) 地域応援券を受け取ったときは、裏面に登録番号と店名を記入すること。
- (4) 取扱店舗において、利用期間中の商品の販売、サービス提供等の取引にあたり、顧客から受け取った地域応援券のみ換金可能
- (5) 地域応援券の交換や地域応援券を事業上の取引（仕入れ等）に使用しない。
- (6) 利用者から受け取った地域応援券の紛失や盗難、毀損、換金切れ等による損失は取扱店の責とする。

## **第 7 申請手続きについて**

- (1) 申請方法  
この募集要領に同意の上、申請書に必要事項を記入し、下記の受付場所まで持参または郵送  
複数の店舗を申し込む場合は店舗毎の申請が必要。（申請書の様式は下記の申込受付場所またはホームページ）
- (2) 申請受付場所（9:00～17:00 土日祝除く）  
長柄町商工会
- (3) 申請方法・期間  
方法：持参又は郵送  
期間：9月25日（水）～10月10日（木）※郵送の場合10月10日消印有効
- (4) 申請後について  
取扱事業者の登録については、後日通知

## **第8 換金について**

長柄町商工会へ業務委託

## **第9 取扱店の取り消し等**

この要領に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに特定事業者の承認を取り消し、事業者名、店舗名を公表する。

また、違反により生じた損害についても当該取扱事業者が負担する。

附 則

1. この要領は、公布の日から施行する。
2. この要領は、令和7年3月31日限り失効する。